

米軍基地や原発再稼働強行に反対を

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。府民の安心安全にかかわる諸点について知事に質問します。府庁開庁150年を迎えています。戦前は官選知事が国から送り込まれ、戦後初めて新しい憲法のもとで知事が選挙で選出されることになりました。この間、幾多の知事が府政の舵取りを行ってこられました。山田府政のもとでどのような京都府になったのでしょうか。

まず、米軍基地・原発再稼働・憲法について伺います。米軍や安倍政権の言いなりになり、本府は近畿で初めて米軍基地の設置を容認し協力してきました。京丹後市の米軍レーダー基地が稼働して4年、防衛局が「基地は拡張しない」としたのに拡張し「米軍関係者はバスによる集団通勤」の約束も守らず、交通事故も増え住民の脅威となっています。

また、福知山の自衛隊駐屯地が日米地位協定に基づく施設となり、米軍兵士や軍属の実弾射撃訓練場として使われています。

原発再稼働では高浜や大飯原発から30キロ圏内に府民12万人が住み、京都市や府内南部も80キロ圏に入ってしまうにもかかわらず、知事は、府に「再稼働の同意権」がないことを理由に、反対を言えず容認しました。

このままでは、府庁150年の歴史に米軍基地・原発再稼働を容認した知事として名を残すことになるでしょう。今期をもって知事が退任されるにあたり改めてお聞きします。

府民の不安の声を無視し、米軍基地や原発再稼働を強行する国や大企業に対し知事の姿勢が問われています。府民の声に寄り添いはっきり反対の姿勢を示し、国や大企業にものを言うべき時ではありませんか。

【答弁・知事】たぶん考え方の相違なんじゃないかなと思うんですけども、安全保障という問題は外国との外交にむけての状況ですとか、同盟関係も含めて総合的な判断が必要であります。それは付託を受けた国の方で判断をせざるを得ないのであります。エネルギー問題も、例えばエネルギーの安全保障の問題や外国との輸入の状況、そして国内におけるエネルギー基地の配置の問題も含めて、総合的に判断しなければならない問題であります。それに対して、私ども地方というのは、住民の安心安全を地域の活性化の観点も含めて、それに対して意見を言っていく立場でありますから、国と同じ土俵で、国と同じ立場でものをいう立場ではないわけであります。

かえって、私は反対、賛成というですね2項対立の問題では、これは国と地方の境が無くなってしまい、そのために地方の主体性を損なうことになりかねないという部分があるというふうに思っております。これは、私は40年以上経験してきた地方自治の中で、考えてきたものでありまして、その中で国に対しては、言うべきことはハッキリ言ってきたつもりでございます。ですから、例えばXバンドレーダーの問題につきましても、府民の安心安全を守る立場から安心安全に関する事項から防衛大臣に確認してまいりました。

具体的には、事故の未然の防止の問題、そして環境対策、地域生活の維持、居住地の選

定、そして道路整備への支援措置など、すべて一定遵守をされており。依然として交通事故の未然防止が十分ではないということで、これも厳しく交通安全の決定を求めているところであり、また、抜本的騒音対策となる商用電力の早期導入につきましても強く申し入れており、現在、米軍は計画的に導入を進めているところであり、私どもその関係においてはしっかりとした対応をしていただいていると思います。

原発の再稼働につきましても、まさに再稼働にかかる法的枠組みの確立、国の責任において安全を確保すること、避難計画の実効性を確保すること、運転期間が40年を超える原発については、特に慎重を期すことなどについて国に求めて来たところであり、その中でかなり国の方でも色んな点で、例えば避難路の整理とか、そうしたものに踏み込んでいただいているということはお存じのとおりだと思います。

さらに、地域協議会を開催し、専門家にも参加して頂いて国及び関西電力の原発安全対策についても説明を求めてまいりました。先日も地域協議会におきまして、検査データが書き換えられた神戸製鋼所の製品は、発電所の設備に使用されていないことなどを確認したところであり、国に対しましても事業者に対しましても言うべきところは言ってきたと考えております。

【前窪・再質問】 地方自治体の首長として、住民の声を聞いてしっかり発言してほしいと言ってるんですよ。沖縄県の翁長知事は、米軍機の墜落・部品落下事故や人身事故が相次ぐ中、米軍新基地建設に反対して県民とともに党派を超え、オール沖縄の力で米軍あるいは政府と闘っています。新潟県の米山知事は、柏崎刈羽原発再稼働に反対する公約を掲げて知事選挙を闘い、多くの県民の支持で自民党候補を大差で破り、県政を転換して原発再稼働反対の先頭に立っております。滋賀県知事は、「再稼働は容認できない」ことを表明し、山田知事とのスタンスの違いを示しました。

いま、知事が「再稼働をやめよ」の立場に立つなら、多数の反対世論をさらに励まして相次いで再稼働を進める関西電力に対し大きな影響を与えることは間違いありません。再稼働容認なのか反対なのか、知事自身の考えを聞かせてください。

【再答弁・知事】 だいぶいいとこどりの発言なんですけど、翁長知事とは沖縄問題で、私どもずっと話し合ってるんですけど、翁長知事は別に安保条約は米軍基地に反対しているわけではなくて、沖縄に多すぎるということ言ってるだけなので、Xバンドレーダーの話とは全然違うんですよ。三日月知事もずっと話をしているんですけども「容認できる環境にはない」と言ってるだけなんです。私も、「容認」と言ったことは一回もございません。きちっと言うべきことは言っているということで、関西広域連合にも連名を連ねてしっかりと意見を言っていることをご理解いただきたいと思います。

憲法9条に自衛隊を明記する改憲に反対を

【前窪・再質問】 かつて、小泉元首相は原発推進でありました。福島原発の事故を受けまして、原発ゼロに転換して「原発ゼロの法案」を出すということで頑張っていますよ。知事、今からでも遅くはないです。京都府が高浜や大飯原発で大きな影響を受けることは明

らかですよ。避難路も十分じゃないですよ。だから、原発再稼働の環境にない。三日月とおなじことは言えるでしょう。

憲法については、立憲主義を踏みにじり安保法制を強行した上、今国会で9条改憲の発議を狙う安倍内閣に対し、憲法尊重擁護義務を持つ知事の態度も問われました。知事は9条改憲への態度表明を一貫して拒み続ける一方、憲法改定を行う前提で「地方自治の位置付け」を安倍首相に要望し大歓迎されました。

安倍政権による改憲の焦点は、9条にあることはあまりにもはっきりしています。私は、地方自治の位置づけを議論することは今日は求めていませんので、そのことを前提にして、改めて9条に自衛隊を明記する改憲について、知事の本心をお伺いしたいと思います。

【再答弁・知事】 憲法は96条に改正手続きが規定されておりまして、最終的には国民投票に付されるものでありまして、基本的には国民の判断によって考えて行かなければならないものでありますので、これはまさに国民の判断を待たなければならないものであります。その中で、私の意見でございますけれども、これまでから何度も答弁しておりますけれども憲法の3大原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をしっかりと守って行くべきものと思っております、その中で国会を中心に国民全体で議論していかなければならない。憲法9条につきましては、戦後70年間、国の平和を守ってこれたという歴史の重みを踏まえて、平和主義の理念をしっかりと守っていくための自衛隊を含めどう考えていくかを議論していただきたいと思っております。私は、基本は変えるべきではないと思っておりますけれども、9条の問題で言えば、私は自衛隊は合憲だと思っておりますので、そこは、前窪議員と一番大きな違いでありまして、自衛隊が違憲であり解消すべきという共産党のみなさんとの意見には賛同はできないものであります。

【前窪・指摘要望】 知事は今「9条は変えるべきでないと思っている」と。だったらそういうスタンスで政府に対しても言うて下さいよ。そのことを私は求めているんです。指摘しておきますが、自民党中心の府政になる前の蜷川虎三知事時代のことです。当時、蜷川知事は、改憲の動きに対して「改憲は戦争前夜の声」と厳しく批判し憲法擁護の先頭に立ちました。府庁の正面に「憲法を暮らしの中に生かそう」の垂れ幕を掲げ、ポケット憲法の冊子を発行するなど普及に努めました。そして、憲法25条の精神で生存権の保障を全国に先駆け実施しました。戦争で苦勞された高齢者には老人医療無料制度を、中小業者や商工業者には無担保無保証人融資制度を、農家の皆さんには京都食管といわれる制度を作るなど暮らしを応援しました。

さらに、丹後久美浜湾への関西電力の原発立地計画に対し地元の漁業者の皆さんが漁船を連ねた海上デモを実施するなど、ふるさとを守れという大きな運動が起こる中「原発は技術的には未熟なもの」として警鐘を鳴らし地元を激励しました。そして、久美浜湾には一基も原発は作らせませんでした。

いま、京都に必要なのは国や大企業言いなりではなく、府民に心を寄せる府政ではないのか。そのことを指摘して次の質問に移ります。

城陽東部丘陵地の違法開発行為をやめさせるべき

【前窪】 城陽市の東部丘陵地整備計画についてです。城陽市の東部丘陵地約 420 ㌥、市面積の 13%を占める広大な山砂利採取跡地に大規模な開発が進められています。府市は、先行整備地区に三菱系アウトレットモール、物流拠点等を誘致する計画です。そのために、新名神にスマートインターの設置や関連道路などが計画されています。

問題は、山砂利採取業者の違法砂利採取や産廃の不法持ち込みを容認した計画が進んでいることです。山砂利採取区域の保安林 83.7 ㌥のうち、約 45.8 ㌥が違法に伐採され、砂利採取が行われ、いまま約 15 ㌥が復旧されておりません。また、山砂利採取後の埋め戻しとして、本府が産廃と認定した 10 トンダンプ約 3000 台分が不法に持ち込まれましたが、業者による自主撤去とした結果、10 年以上経過しても撤去されたのは僅か 456 台分です。それなのに、本府や城陽市が主導して違法行為を不問に付すかのうように新名神と一体の開発を進めることは、あまりにもご都合主義であり本末転倒です。何よりも住民が求める違法行為の解決こそ優先させるべきではありませんか。

【答弁・知事】 城陽市の東部丘陵地整備計画についてでありますけれども、いけないものはいけないとしてきちっとやると同時にですね、あの地域があんまりまでいいとは前窪議員も考えられないと思います。どうしたら、環境への配慮と土地の有効活用がパレレルに進められるような未来志向の施策が講じられるかと言うことが重要だと思っております。保安林の復旧につきましては、東部丘陵地の整備を進める上での前提でありまして、この問題を解決するために、まず京都府がGISを活用して境界の確定作業を進めて平成 18 年の 8 月に保安林区域に関する合意書を関係者と締結するなど違法状態の解消にむけて全面に立って対応してまいりました。その結果、全体の 68%は緑化措置等が進み、今回誘致を進めている長池の先行整備地区につきましては、すでに普及は完了しているところであります。そういった点でパレレルに詰めようと思っているわけでありまして、今後普及が完了していない青谷先行整備地区を始め残る区域につきましても、具体的な整備計画の進捗に合わせて普及が完了するように、事業者に対しまして早期緑化の措置を行うなど、城陽市とも連携していきたいと思っております。

次に、再生土の問題についてなんですけれども、この再生土は大阪市営地下鉄からべちゃべちゃのドロが出たと。べちゃべちゃのドロはですね、これは産業廃棄物だけでも、これは乾かすと普通の埋め立ての土になってしまう。いう中で、京田辺の問題が出てこれはまずいと言うことで私ども再生土問題に関する検証委員会を平成 19 年 3 月に設置して検証を行いました。その結果、基準を超える有害物質の検出がないなど安全性が確認されたので、「これは大丈夫です」との結論を頂きました。ただ城陽市のほうは、できるだけ運び出したいという結論を出されたので城陽市の意向を尊重してきたわけでありまして、平成 27 年に城陽市議会が「覆土を基本とすること」とされたわけでありまして、そして、再生土は全て覆土とされておりますので、この問題事態は解決していると思っております。今後とも、城陽市とも連携を図りつつ環境に配慮しながら、城陽市のみならず京都府全体の発展のために効果が持てるように東部丘陵地の整備と環境保全をバランス良く進めてまいりたいと考えております。

土壌汚染調査を行い地下水汚染の原因究明をすべき

【再質問・前窪】 違法保安林の伐採で誰が責任を取っているんですか。産業廃棄物搬入では、環境基準内だから覆土で済ますとのことですが、これでは基準内の産廃は持ち込んでも良いことになりはしないですか。どちらも違法行為を行った者達に何の責任も取らせていないという事じゃありませんか。こういう事を放置しての開発は許されません。強く指摘しておきます。

加えて聞きますが、新名神の建設に関してネクスコ西日本が、城陽東部丘陵地でルート予定地の地盤調査のためボーリング調査を行ったところ、地下 26 ㍎までの所から、瓦・木材・プラスチック片、コンクリートやアスファルト片などが出てきたということです。産廃が入っている疑いが濃厚ではないのか。知事は土壌対策法、府環境を守り育てる条例などを駆使し、事業者・地権者に土壌調査をやらせるべきと考えますが、その決意を伺います。

【再答弁・知事】 新名神高速道路建設予定地における土壌調査についてでありますけれども、ネクスコ西日本によるボーリング調査で廃棄物が出てきた事実は京都府も把握しております。これまでから掘削工事などにより廃棄物が掘り起こされた場合には、建設工事に伴う発生した廃棄物として工事事業者に対して廃棄物の適正処理を指導していくと。基本的には今回も同様に指導していくことになるかと思えます。

土壌調査につきましては、京都府の環境を守り育てる条例はどちらかという一般的な責務を規定しているものでありまして、それに対して私どもも言うて行くわけでありまして、きちっとした調査命令ですとか、土壌汚染対策法になってまいります。

この法律の場合にはですね、3000 平米以上の土地の形質変更が行われる際には届け出が出されて、当該土地の掘削部分について特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないことが明らかである場合等の、省令に定める基準に該当する等認められる時に調査命令を発出できるというふうになっているわけでありまして、現在、東部丘陵地内での新名神工事は着工前でありまして、山城北保健所におきまして今土地の使用履歴を調べておりますけれども、事業からの届け出時にですね 調査命令が必要かどうかということ判断していくことになるかと考えております。

【再々質問・前窪】 地元の市民のみなさんが、3月2日の日に保健所に土壌調査をちゃんとやってほしいと要望書を持っていたんですよね。知事宛の要望書だったから、保健所では受け付けられませんかと言って突き返されているんですよ。こんなことが現場でおこっているんですよね。本庁に事前に連絡したら、それは保健所に出してくださいということだった。保健所に出したら知事宛のものは受け付けませんと。こんなことが起こっているんですよ。本当に真剣にとりくんでいるかどうかということが問われているということを指摘しておきます。

さらに、城陽山砂利採取地整備公社が砂利採取地内で行っている地下水モニタリング調査によると、事業所内地下水から環境基準を超えるヒ素、ホウ素、総水銀が長期にわたって検出されています。砂利採取跡の埋め戻しとして過去に産廃が持ち込まれた事実もあり

住民の不安は深刻です。地下水汚染との因果関係を徹底調査して、その原因究明と対策を急ぐべきだと考えますがいかがですか。

【再々答弁・知事】私宛の要望は私に届けるようにまた指導はしておきます。城陽市内の地下水については、これまで城陽の山砂利最終跡地の整備公社が土壌地下水の保全にかかる審議会を設置して、専門家の意見を求めながら近年では年4回、7箇所の井戸で調査モニタリングを継続しております。そして、府も府域全体の地下水モニタリング計画に基づきまして城陽市内におきましては、これまで年2回のべ約60箇所で調査を実施しております。そして、地下水環境基準超過井戸があればその周辺井戸も調査しモニタリングを実施するわけでありまして。その中で、ヒ素、ホウ素、水銀による基準超過の数値が井戸によってでているものも、また近年数値が減少しても、出現しなくなっているものもありますけれども、その原因について専門家の意見は、地下のヒ素等の変質状況や基準超過井戸の出現状況から 自然由来の可能性が高いと評価をしているところでありまして。ただ、自然由来と言えども 環境基準を超えた井戸からの水は飲用しないよう指導しているところでありまして、今後モニタリングを継続していきまるとともに、新たに基準超過の井戸の情報があれば京都府といたしましても環境省及び府の地下水モニタリングマニュアルに即して調査をしていくこととしたいと思っております。引き続き法令等に基づき、事業者指導や必要な土壌調査を実施して府民の安心安全の確保に努めていきたいと考えています。

開発優先のあり方の転換を

【前窪・指摘要望】地下水汚染は深刻ですよ。さきほどから言っているように、産廃などが沢山入っている。それが20年30年して、徐々に地下水に漏れ出している。こういう事が言われているんですよ。だから、みんな心配しているんですよ。すでに、城陽市水道も停止を1箇所していますよね。府の木津川右岸運動公園入口の井戸も閉鎖していますよね。こういう事態にあるということ認識してもらって、こういうものを徹底解明しないで、アウトレットや物流拠点など大企業に至れり尽くせりで誘致する。こういうことをやめるべきだと指摘しておきます。開発についても、自然環境に配慮して取り組んで頂きたいと思っております。

最後に、今期をもって退任されることとなりました知事に、大変ご苦労様との言葉を私は贈りたいと思っております。知事は退任されますが、これからは「与党の枠」などという制約から解き放たれた自由の立場で、私たちが求めてまいりました必ずしも光が当たらなかったことなどにも心を寄せられて、ご活躍していただくことをご祈念申し上げます。

私たちは、府民の皆さんと力を合わせて、府民丸ごと全力で応援する新しい京都府政をつくるために全力を尽くす決意を申し上げまして、質問を終わります。